

○猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に係る事務取扱要綱の制定について

(平成 18 年 12 月 22 日 例規第 53 号 神生総発第 2762 号)

最終改正 平成 29 年 1 月 16 日 例規第 2 号 神生総発第 15 号

各所属長あて 本部長

このたび、別添のとおり猟銃等講習会に係る事務取扱要綱を制定し、平成 19 年 1 月 4 日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

おって、猟銃等講習会の実施及び関係事務処理要領の制定について(昭和 56 年 5 月 12 日例規、神保発第 267 号)は、廃止する。

別添

猟銃等講習会に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めのあるもののほか、猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会(以下「講習会」という。)に係る事務手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 猟銃等講習会 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。)第 5 条の 3 に規定する猟銃及び空気銃(以下「猟銃等」という。)の取扱いに関する講習会をいう。
- (2) 初心者講習会 猟銃等講習会のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃等の所持の許可を受けようとする者(法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に掲げる者を除く。)を受講者として行うものをいう。
- (3) 経験者講習会 猟銃等講習会のうち、法第 7 条の 3 第 2 項の規定による許可の更新を受けようとする者及び法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に掲げる者を受講者として行うものをいう。
- (4) 年少射撃資格講習会 法第 9 条の 14 に規定する空気銃の取扱いに関する講習をいう。
- (5) 書面申込み 書面により行う講習会の受講の申込みをいう。
- (6) 電子申込み 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して行う猟銃等講習会の受講の申込みをいう。

(生活安全総務課長の任務)

第 3 条 生活安全部生活安全総務課長(以下「生活安全総務課長」という。)は、神奈川県警察における講習会に係る事務を総括する。

(警察署長の任務)

第 4 条 警察署長は、警察署における講習会に係る事務を掌理する。

(事務取扱責任者)

第5条 生活安全部生活安全総務課(以下「生活安全総務課」という。)及び警察署に事務取扱責任者を置く。

2 事務取扱責任者には、生活安全総務課及び警察署の生活安全課(生活安全第一課を含む。以下同じ。)の警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 事務取扱責任者は、所属における講習会に係る事務全般を掌握する。

(手数料の取扱い)

第6条 神奈川県手数料条例(平成12年神奈川県条例第2号)第2条に基づき徴収する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料(電子申込みに係る手数料を除く。)は、収入証紙に関する条例(昭和39年神奈川県条例第76号)第3条に規定する証紙をもって納付させるものとする。

2 前項の証紙の取扱いは、収入証紙に関する条例施行規則(昭和39年神奈川県規則第66号)によるものとする。この場合において、証紙は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づく猟銃等講習受講申込書又は規則第80条の規定に基づく年少射撃資格講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)の表面の余白に貼り付けるものとする。

(講習会の開催)

第7条 生活安全総務課長は、猟銃等講習会にあつては毎月開催するものとし、年少射撃資格講習会にあつては年3回開催するものとする。

2 生活安全総務課長は、受講者の利便性を考慮して講習会の開催の日時及び場所を決めるものとする。

(講習会の開催の公表)

第8条 生活安全総務課長は、講習会を開催するときは、開催予定期日の2か月前までに、開催の日時及び場所その他講習会の開催に関し必要な事項を神奈川県公安委員会の掲示板の設置(平成6年神奈川県公安委員会告示第31号)に定める掲示板に掲示するとともに、警察署長に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた警察署長は、当該通知の内容を警察署の掲示板等に掲示するものとする。

(受講の申込み)

第9条 猟銃等講習会の受講の申し込みは書面申込み又は電子申込みのいずれかによるものとし、年少射撃資格講習会の受講申込は書面申込みによるものとする。

(受講の申込みに必要な書面等又は入力事項)

第10条 書面申込みに必要な書面等は、受講申込書及び当該申込みを行う者の写真とする。

- 2 電子申込みに入力すべき事項は、受講申込書に記載すべきこととされている事項とする。この場合において、受講を希望する猟銃等講習会は、3か所まで入力することができる。

(受講申込書等の收受手続)

第11条 警察署長は、書面申込みの到達を確認したときは、生活安全課に備付けの神奈川県警察行政文書管理規程(昭和57年神奈川県警察本部訓令第12号)第24条第1号の文書收受簿(以下「文書收受簿」という。)に登載した後、当該受講申込書の整理番号欄及び受理年月日欄に文書收受簿の收受番号及び收受年月日を記載するものとする。

- 2 生活安全総務課長は、電子申込みの到達を確認したときは、申込みの情報を印字し、生活安全総務課に備付けの文書收受簿に登載した後、当該印字した書面(以下「電子受講申込書」という。)の整理番号欄及び受理年月日欄に文書收受簿の收受番号及び收受年月日を記載するものとする。

(受講申込書等が到達したときの措置)

第12条 前条第1項の收受手続を行った警察署長は、形式上の要件の審査を行った後、申込みに係る講習会について、生活安全総務課長と調整を行う等所要の措置を講じ、受講申込書を速やかに生活安全総務課長に送付するものとする。

- 2 前条第2項の收受手続を行った生活安全総務課長は、形式上の要件の審査を行った後、申込みに係る猟銃等講習会について確認を行い、受講申込者に受講が可能である旨の通知を電子情報処理組織を使用して行うものとする。

(受講申込者に対する教示)

第13条 書面申込みの到達を確認した警察署長は口頭により、電子申込みの到達を確認した生活安全総務課長は電子情報処理組織を使用して、それぞれ受講申込者に対して、次の事項について教示するものとする。

- (1) 開催当日に必要な所持品
- (2) 会場への交通手段
- (3) 受講できなくなった場合の措置

(受付簿の作成)

第14条 生活安全総務課長は、警察署長から送付された受講申込書及び電子受講申込書により、講習会受講申込受付簿(別記様式。以下「受付簿」という。)を初心者講習会、経験者講習会及び年少射撃資格講習会に区分して作成するものとする。

(受講者の受付)

第15条 生活安全総務課長は、猟銃等講習会の当日に受付をするときに、書面申込みに係る受講申込者にあつては運転免許証、健康保険証その他身分を明らかにするもの(以下「身分証明書等」という。)を提示させるものとし、電子申込みに係る受講申込者にあつては申込みの情報を印字した書面を提出させるものとする。

2 生活安全総務課長は、年少射撃資格講習会の当日に受付をするときに、書面申込みに係る受講申込者に身分証明書等を提出させるものとする。

(講習の実施)

第 16 条 生活安全総務課長は、猟銃等講習会における猟銃等の所持に関する法令の講習及び年少射撃資格講習会における空気銃の所持に関する法令の講習(以下「法令講習」という。)を生活安全総務課員に、猟銃等講習会における猟銃等の使用、保管等の取扱いに関する講習及び年少射撃資格講習会における空気銃の使用の方法に関する講習(以下「実技講習」という。)を部外講師に行わせるものとする。

2 講習時間は、次の表のとおりとする。

区分	法令講習	実技講習
初心者講習会	3 時間	2 時間
経験者講習会	2 時間	1 時間
年少射撃資格講習会	3 時間	1 時間

(考査の実施)

第 17 条 生活安全総務課長は、講習会の受講者に対し、法令講習及び実技講習の終了後、講習に係る事項を修得したかどうかについて、別に示すところにより考査を行うものとする。

(証明書の交付)

第 18 条 生活安全総務課長は、前条の考査の結果、講習に係る事項を修得したと認められる受講者に、講習修了証明書(以下「証明書」という。)を交付するものとする。この場合において、証明書に暦年ごとに番号を付し、当該番号及び交付年月日を受付簿に記載するものとする。

(再交付等申請書が到達したときの措置)

第 19 条 警察署長は、規則第 22 条第 1 項の講習修了証明書等書換申請書又は同条第 2 項の講習修了証明書等再交付申請書(以下「再交付等申請書」という。)の到達を確認したときは、生活安全課に備付けの文書收受簿に登載し、当該再交付等申請書の整理番号欄及び受理年月日欄に文書收受簿の收受番号及び收受年月日を記載して形式上の要件の審査を行った後、生活安全総務課長に送付するものとする。

2 生活安全総務課長は、警察署長から再交付等申請書の送付を受けたときは、受付簿と照合の上、証明書の再発行又は書換えの措置を講じ、証明書を当該申請書の到達を確認した警察署長を経由して申請者に交付するものとする。

3 前 2 項の規定は、規則第 82 条第 1 項において準用する規則第 22 条第 1 項の年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は規則第 82 条第 2 項において準用する規則第 22 条第 2 項の年少射撃資格講習修了証明書の再交付について準用する。

(関係書類の整理等)

第 20 条 生活安全総務課長及び警察署長は、この要綱に定める講習会に係る事務を取り扱ったときは、当該事務に係る書類を神奈川県警察ファイリングシステム実施要綱の制定について(平成 12 年 12 月 18 日 例規第 55 号、神総発第 439 号)の規定に基づき整理して保管するものとする。

2 生活安全総務課長は、講習会終了後に次の措置をとるものとする。

- (1) 受講申込書は、証明書番号並びに実施欄の受講年月日、受講場所及び考査の結果を記入し、当該受講申込書の到達を確認した警察署長に返送するものとする。
- (2) 受付簿は、証明書の再交付等に備えるため、考査の結果、証明書番号等記載事項の整備をするものとする。
- (3) 第 15 条の規定により、受講申込者に提出させた電子申込みの情報を印字した書面及び考査に係る答案用紙は、裁断して廃棄するものとする。

附 則(平成 21 年 12 月 3 日例規第 33 号神生総発第 667 号)

附 則(平成 29 年 1 月 16 日例規第 2 号神生総発第 15 号)

講習会受講申込受付簿(

講習会)

受講場所

受講年月日

年 月 日

受付 番号	受 年 月 日 付 日	受 講 申 込 者					考 査 合 否 (点数)	証 明 書 番 号	証 明 書 交 付 年 月 日
		本 籍	住 所	氏 名	生年月日	性別			
						男 女	()		
						男 女	()		
						男 女	()		
						男 女	()		
						男 女	()		
						男 女	()		
						男 女	()		
						男 女	()		
						男 女	()		